

## 基本目標 II 男女の人権が尊重される社会の構築

男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢などにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも重要です。

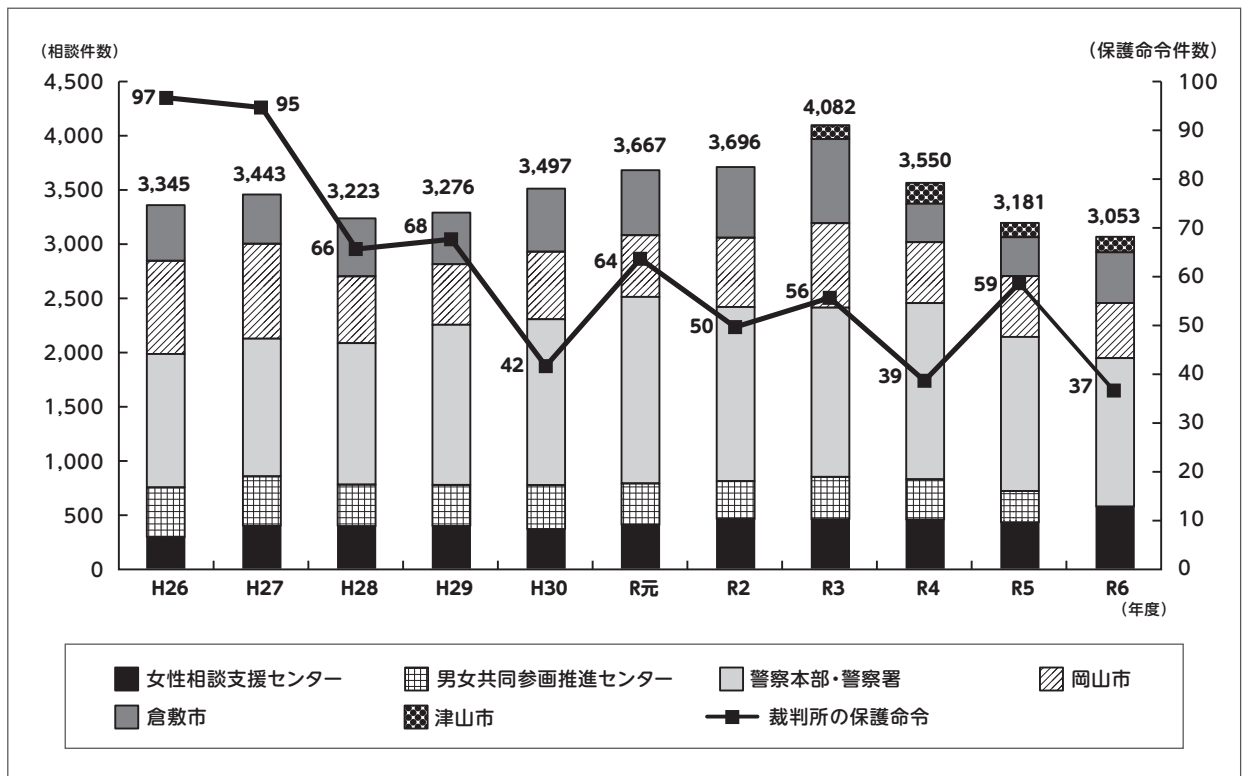
暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっています。性別に基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組む必要があります。

また、女性には、妊娠や出産など、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の特性があることから、女性のライフステージに応じた心と体の健康づくりを支援します。

さらに、非正規雇用労働者やひとり親家庭など、さまざまな生活上の困難に直面する人々への支援に取り組みます。

### ■DV相談件数と裁判所の保護命令件数(岡山県)

(再掲)



※地域福祉課調べ  
 ※男女共同参画推進センターについて、令和6(2024)年度から配偶者暴力相談支援センターの機能が女性相談支援センターへ集約されたため、相談件数に含まれていない。

数値目標	計画策定時	目標値
配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数	5市町村(R6)	10市町村(R12)

## 重点目標5 性別に基づくあらゆる暴力の根絶

### 現状と課題

配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど、すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものです。当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。

性別に基づくあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で不可欠であり、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題にほかなりません。そのためには、暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない社会風土の醸成に努めるとともに、被害者のニーズに応じた支援体制の充実が求められています。

配偶者等からの暴力(DV)については、相談件数が近年3,000件を超えて推移しており、県民意識調査でも、配偶者のいる又はいた女性の約4割、男性の2割台半ばが配偶者等から暴力を受けたことがあるとの結果が出ています。特に女性に対する暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、その根絶に向けては、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要があります。

配偶者等からの暴力(DV)は、子どもの目の前で配偶者等へ暴力を振るう、いわゆる「面前DV」をはじめ児童虐待との関連が指摘されるなど、複雑化・多様化しており、引き続き、市町村、児童相談所など関係機関と連携し、かつ、ボランティア・NPOと協働し、広報・啓発や、被害者の保護と自立支援に取り組む必要があります。

若い世代においては、交際相手からの暴力(デートDV・ストーカー)についても、予防啓発、教育・学習の推進や相談窓口の周知が重要です。

また、性犯罪・性暴力については、被害者の人としての尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることから、「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識を社会全体で共有し、被害者が相談しやすい環境づくりや切れ目ない支援、教育・啓発活動を通じた意識改革が必要です。

数値目標	策定時	目標値
配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数(再掲)	5市町村(R6)	10市町村(R12)
女性相談支援センターが実施する、相談支援員等の資質を向上するための研修や交流会に参加した民間団体の参加者数	39人(R6)	100人(R12)
デートDV防止講座等を受講した児童・生徒等の数	1,489人(R6)	10,000人(R8~R12 累計)

### 施策の方向

#### ① 性別に基づくあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進

##### 推進する施策

◇性別に基づくあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けての啓発〔県民生活部 ウィズセンター、子ども・福祉部 地域福祉課・子ども家庭課〕

- ◇DVに関する相談窓口の周知〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇県の職場におけるハラスメント防止対策の推進〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 監察課〕
- ◇高齢者及び障害のある人への虐待防止の推進〔保健医療部 健康推進課、子ども・福祉部 指導監査課・障害福祉課・長寿社会課〕
- ◇職場におけるハラスメント防止対策の普及・啓発〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇教職員等を対象とした人権意識の啓発〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕
- ◇県立学校における人権学習(性別に基づくあらゆる暴力の防止)の推進〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕
- ◇風俗環境浄化対策等の推進〔警察本部 生活安全企画課・少年課・生活安全捜査課〕
- ◇ストーカー対策の推進〔警察本部 人身安全対策課〕

## ② 性犯罪・性暴力対策の推進

### 推進する施策

- ◇ワンストップ支援センターの機能強化など性犯罪・性暴力被害の申告や相談をしやすい環境づくり〔県民生活部 暮らし安全安心課、子ども・福祉部 女性相談支援センター、警察本部 県民広報課・捜査第一課〕
- ◇関係機関の連携強化など切れ目のない手厚い性犯罪・性暴力被害者支援の推進〔県民生活部 暮らし安全安心課、子ども・福祉部 女性相談支援センター〕
- ◇教育・啓発活動を通じた社会の意識啓発と暴力予防〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕
- ◇望まない妊娠への対応など、妊娠・出産に関する専門的な相談を受ける「おかやま妊娠・出産サポートセンター」の更なる周知〔保健医療部 健康推進課〕

## ③ 被害者への相談・支援・救済体制の充実

### 推進する施策

- ◇相談支援体制の整備など市町村が行うDV対策との連携や支援〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇DV相談とDV被害者を支援する体制(配偶者暴力相談支援センター)の充実〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- ◇医療関係者等のDVについての理解の促進〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇DVに関する相談窓口の周知〔子ども・福祉部 地域福祉課〕〔再掲〕
- ◇ワンストップ支援センターの機能強化など性犯罪・性暴力被害の申告や相談をしやすい環境づくり〔県民生活部 暮らし安全安心課、子ども・福祉部 女性相談支援センター、警察本部 県民広報課・捜査第一課〕〔再掲〕
- ◇男女共同参画に関する総合相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇女性の人権についての相談機関の連携〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇男性相談員による男性電話相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇在住外国人に対する相談体制の充実〔県民生活部 国際課、子ども・福祉部 女性相談支援センター〕
- ◇関係機関の連携強化など切れ目のない手厚い性犯罪・性暴力被害者支援の推進〔県民生活部 暮らし安全安心課、子ども・福祉部 女性相談支援センター〕〔再掲〕

- ◇望まない妊娠への対応など、妊娠・出産に関する専門的な相談を受ける「おかやま妊娠・出産サポートセンター」の更なる周知〔保健医療部 健康推進課〕〔再掲〕
- ◇迅速で安全な保護体制の充実〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- ◇障害のある人へのDVについての情報提供〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇高齢者及び障害のある人への虐待防止の推進〔保健医療部 健康推進課、子ども・福祉部 指導監査課・障害福祉課・長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇児童生徒・教職員等への各種相談窓口の紹介〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕
- ◇DV被害者及びストーカー被害防止のための相談体制の強化及び支援の推進〔警察本部 県民広報課・人身安全対策課・捜査第一課〕
- ◇市町村要保護児童対策地域協議会等との連携による子どもに対する支援の充実〔子ども・福祉部 地域福祉課・子ども家庭課・女性相談支援センター〕
- ◇男性等の一時保護等の検討〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇民生委員・児童委員等のDVについての理解促進〔子ども・福祉部 地域福祉課・子ども家庭課〕
- ◇DV被害者からの苦情の適切かつ迅速な処理〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕

#### ④ 被害者の自立支援のための取組

##### 推進する施策

- ◇民間団体と連携した自立支援体制の強化〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- ◇DV被害者の住居の確保に向けた支援や県営住宅の提供〔子ども・福祉部 女性相談支援センター、土木部都市局 住宅課〕
- ◇就業や福祉制度等の情報提供〔県民生活部 ウィズセンター、子ども・福祉部 女性相談支援センター、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇DV被害者等に係る情報の保護〔県民生活部 市町村課、子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇法律相談の実施や法律扶助制度の情報提供〔県民生活部 暮らし安全安心課・ウィズセンター、子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- ◇心的外傷後ストレス障害を含む心の回復及び生活支援〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕

#### ⑤ 加害者の更生のための取組

##### 推進する施策

- ◇国や他県の取組状況等の情報収集及び市町村等への情報提供・共有〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇県内の情勢、更生の意思のある加害者ニーズを踏まえた加害者更生の取組手法の調査研究〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇精神科医療機関と連携したストーカー加害者対策の推進〔警察本部 人身安全対策課〕
- ◇「アルコール依存症」等への支援体制の充実〔保健医療部 健康推進課〕

## ⑥ 子ども・若者への予防啓発、デートDV対策の推進

### 推進する施策

- ◇若年層を対象としたデートDV防止のための広報・啓発〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇学校等が開催するデートDV防止のための啓発講座への講師派遣〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇県立学校における人権学習(性別に基づくあらゆる暴力の防止)の推進〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕〔再掲〕

## ⑦ 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働

### 推進する施策

- ◇DV相談に関係する機関で構成する法定協議会での意見交換及び課題の検討〔県民生活部 ウィズセンター、子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- ◇相談支援体制の整備など市町村が行うDV対策との連携や支援〔子ども・福祉部 地域福祉課〕〔再掲〕
- ◇民間団体と連携した自立支援体制の強化〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕〔再掲〕
- ◇DV被害者の移送も想定した広域連携の推進〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- ◇市町村におけるDV防止基本計画の策定等支援〔子ども・福祉部 地域福祉課〕

## 重点目標6 情報化社会における女性の人権の尊重

### 現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの影響力は極めて大きく、特に広報・啓発における役割が期待されます。

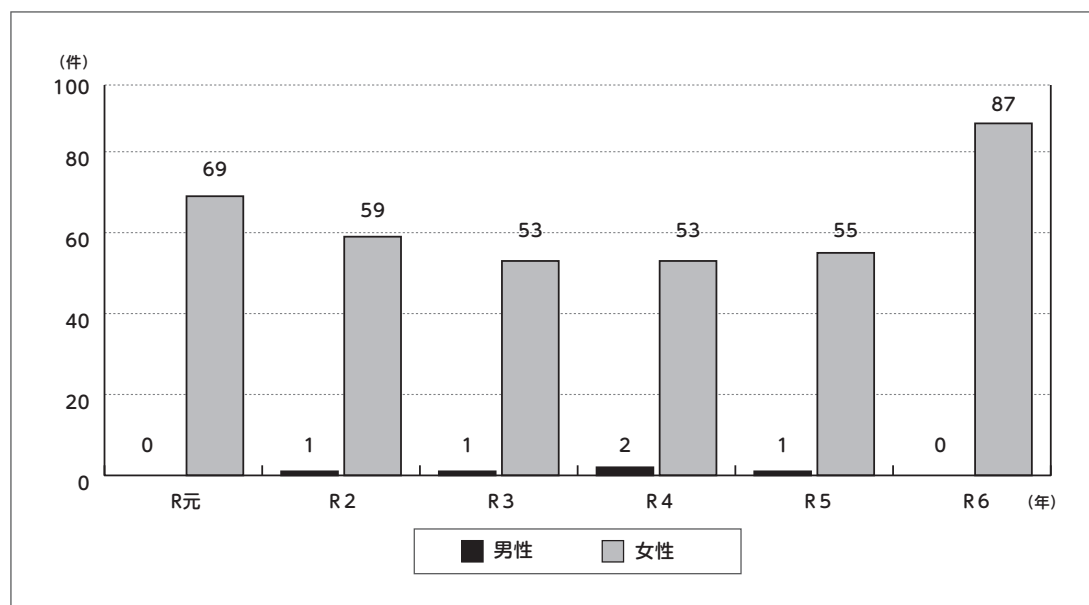
憲法では、「表現の自由」を権利の一つとして保障していますが、同時に表現される側の人権についても保障されなければなりません。特に、性の商品化や暴力などの表現については、社会全体の性に関する道德観、倫理観を損ない、さらに、女性の人権を侵害していることを認識する必要があります。受け手側もメディアからの情報をただ受け取るだけでなく、主体的に読み解いていく能力の向上が求められます。

また、スマートフォン等の急速な普及やSNS(注7)等のサービス拡大に伴い、性犯罪やインターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流出等のトラブルに巻き込まれたり、引き起こしたりする危険性が特に青少年を含む若年層において高まっており、その対応が一層求められています。

#### (注7) SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、インターネット上で登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことであり、FacebookやLINEなどがあります。

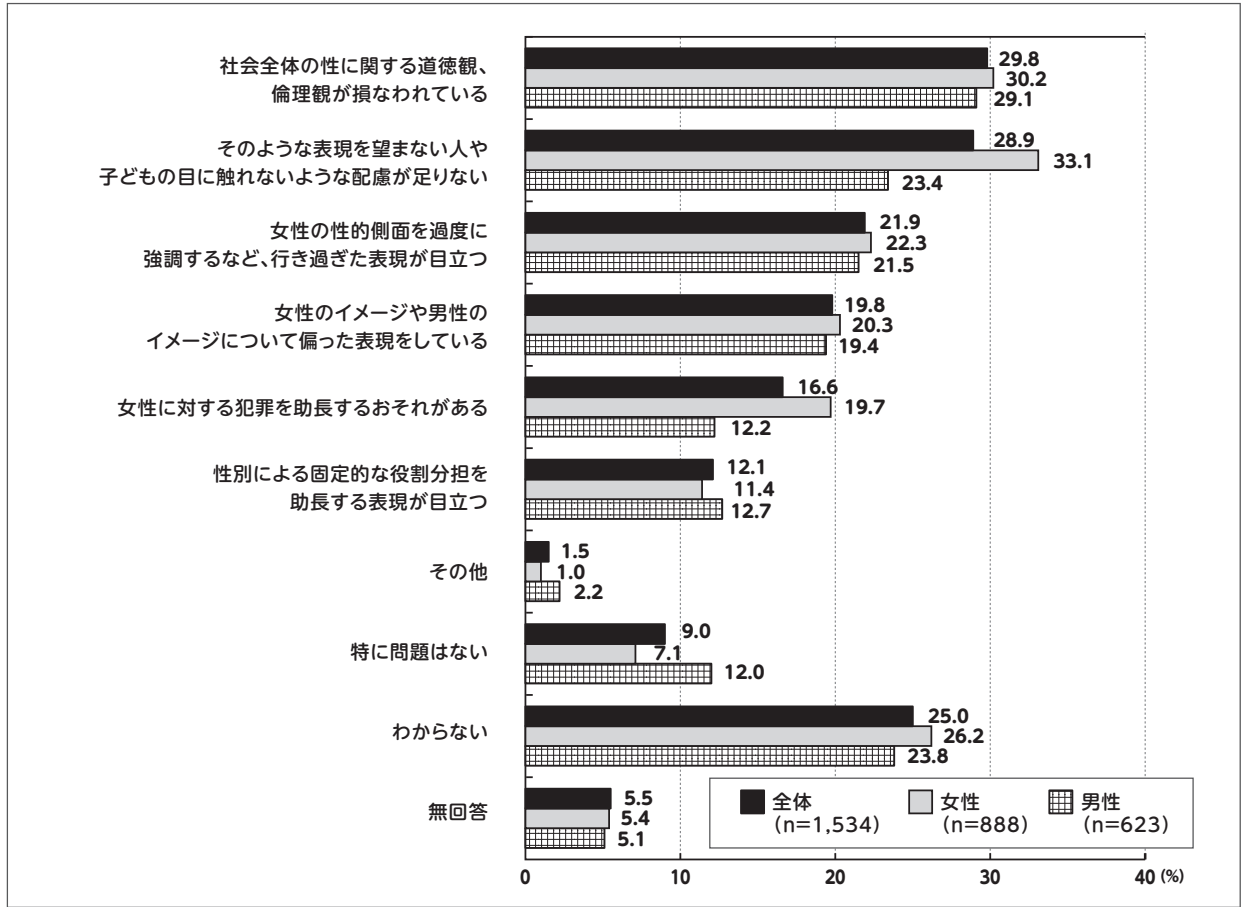
### ■わいせつ情報等のインターネットを利用した違法情報の取締件数(被害者の性別)



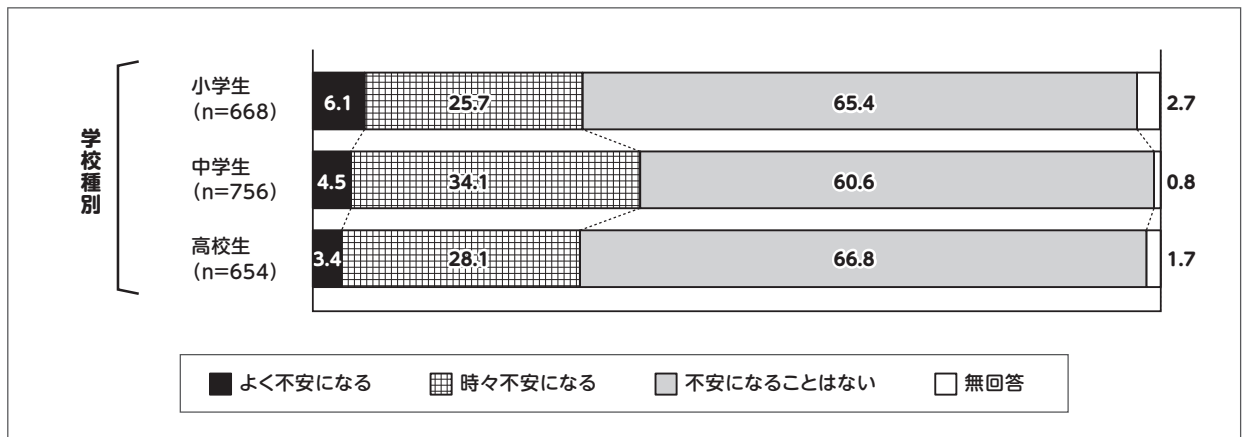
※岡山県警察本部調べ(各年12月31日時点)  
※わいせつ物頒布罪等被害者が存在しない罪を除く

■メディアでの性別による固定的な役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現の現状認識

Q：テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなどメディアでの性別による固定的な役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現について、あなたはどのようにお考えですか。(複数回答)



■児童生徒がスマートフォンやインターネットをしているときに感じる不安(岡山県)



※県「令和5年度青少年の意識等に関する調査」

数値目標	策定時	目標値
県民意識調査「メディアでの性別による固定的な性別役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現」について「特に問題はない」と回答した人の割合	9.0%(R6)	12.0%(R11)

## 施策の方向

### ① 女性の人権を尊重した表現の促進

#### 推進する施策

- ◇県の各部局における男女共同参画の視点を踏まえた広報の推進〔全部局〕
- ◇県広報紙などへの掲載広告に関する庁内審査会の開催〔総合政策局 公聴広報課〕

### ② 情報化社会への対応

#### 推進する施策

- ◇携帯電話事業者等への立入調査によるフィルタリングの設定促進〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇インターネットやスマートフォンの正しい使い方に関する広報の実施による情報リテラシーの向上〔総務部 デジタル推進課、子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇情報リテラシー(注8)に関する啓発講座への講師派遣〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇スマホ等の利用に関する家庭でのルールづくりの促進〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕
- ◇小・中・高校等を対象としたネットモラル教室の実施〔警察本部 少年課〕
- ◇わいせつ情報等の違法・有害情報対策の推進〔警察本部 生活安全捜査課・サイバー犯罪対策課〕

#### (注8) 情報リテラシー

リテラシーとは本来、文字を読み書きする能力のこと。「情報」や「IT」等と組み合わせ、各種の情報源を適切に利用し、大量の情報の中から必要な情報を収集・整理・活用(発信等)するための能力を表します。



## 重点目標7 生涯を通じた女性の健康支援

### 現状と課題

男女がお互いを尊重し、性別による違いを理解しあって健やかに過ごすことは、男女共同参画社会を実現するために重要です。

女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きな影響を受けるといった特性があり、生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することに男女とも留意する必要がある、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」(注9)の視点が重要です。

近年、女性の就業の増加や晩婚化など婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる環境が変化してきていることを踏まえながら、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとの課題に応じた支援が必要です。

中高生などを対象に、若いうちから乳幼児と触れ合う機会を提供するなど、次世代を担う子どもたちが自身のライフプランを構築できるよう、妊孕性(にんようせい)をはじめ妊娠・出産、プレコンセプションケア(注10)などについて正しい知識の普及啓発に努めます。

令和7(2025)年に改正された女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨が盛り込まれました。女性特有の健康課題による社会全体の経済損失は年間約3.4兆円と推計されるとの試算もあり、働く女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、女性の健康に関する知識の向上や、社会的な関心を喚起することが重要です。

また、不妊治療を希望する人が増えており、経済的負担の軽減や仕事との両立支援が求められています。

こうした視点や状況を踏まえ、性別による違いについて理解を深めるとともに、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組を進める必要があります。

#### (注9) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成6(1994)年の国際人口/開発会議で提唱された考え方で、女性の重要な人権のひとつとされています。

##### ○性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)

人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること

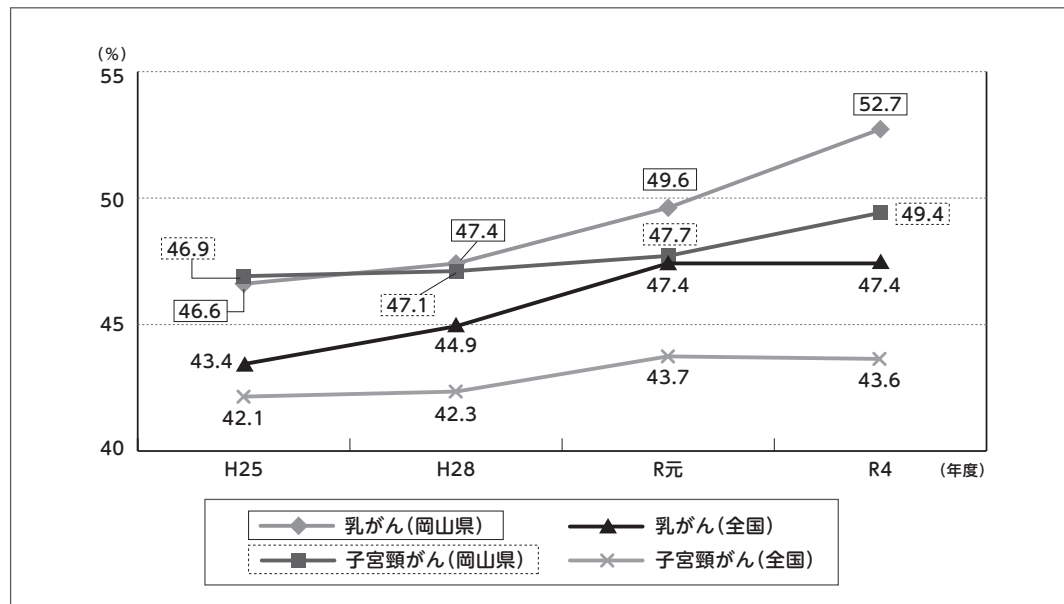
##### ○性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)

すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利

### (注10) プレコンセプションケア

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行うこと。

### ■女性のがん検診の受診率(岡山県・全国)



※厚生労働省「国民生活基礎調査」

数値目標	策定時	目標値
女性のがん検診の受診率 *	(乳がん)	52.7%(R4)
	(子宮頸がん)	49.4%(R4)
成人女性の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合	42.9%(R6)	55.0%(R10)

\*国民生活基礎調査(3年ごと)による。

## 施策の方向

### ① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等

#### 推進する施策

- ◇エイズ等の出前講座など、エイズ・HIV感染症や梅毒、その他の性感染症に関する正しい知識の普及啓発の推進〔保健医療部 疾病感染症対策課〕
- ◇エイズ・HIV感染症や梅毒、その他の性感染症に関する相談検査体制の充実、医療対策の促進等〔保健医療部 疾病感染症対策課〕
- ◇不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担軽減のための支援〔保健医療部 健康推進課〕
- ◇不妊及び不育治療に関する職場での理解促進〔保健医療部 健康推進課〕
- ◇プレコンサポーター(注11)等を活用した妊娠・出産を含めた性と健康に関する正しい知識の普及啓発〔保健医療部 健康推進課〕
- ◇公立学校における児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導の実施〔教育庁 保健体育課〕

**(注11) プレコンサポーター**

プレコンセプションケアを推進することを目的とし、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す人材

**② 生涯を通じた女性の健康支援****推進する施策**

- ◇関係法令等の周知〔県民生活部 人権・男女共同参画課、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進〔環境文化部 スポーツ振興課〕
- ◇周産期における高度専門的な医療体制の整備〔保健医療部 医療推進課〕
- ◇乳がん、子宮頸がんについての正しい知識の普及啓発と検診受診率の向上〔保健医療部 疾病感染症対策課〕
- ◇女性の心と身体に対する相談支援の実施〔保健医療部 健康推進課〕
- ◇若年女性のやせ等の健康課題とその予防についての普及啓発〔保健医療部 健康推進課〕

## 重点目標8 生活上のさまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

### 現状と課題

経済情勢などの変化に伴い、非正規雇用労働者やひとり親家庭、ニート、ひきこもりなど、さまざまな生活上の困難に直面している人がいます。

特に、経済的に不安定なひとり親家庭などについて、貧困からくる子どもの養育や健康面への悪影響の連鎖を断ち切るためにも、相談体制の強化、自立支援などの対策を実施していく必要があります。

また、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、令和6(2024)年4月に施行された女性支援新法等に基づき、困難な問題を抱える女性に対して包括的に支援を実施できるよう、市町村や民間団体等と緊密な連携を図りながら取組を推進します。

男性においては、固定的な性別役割分担意識がもたらす過度のプレッシャーや、地域での孤立などによる心身の健康の問題も懸念されます。周囲とのネットワークづくり、家事など日常生活面の支援なども重要です。

さらに、地域で高齢者の生活を支えていくための地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度による適切なサービスの実施など、高齢者や介護する家族を支援する必要があります。

さまざまな困難な状況に置かれている人々が自立し、安心して生活できる環境づくりに向けた支援を進める必要があります。

数値目標	策定時	目標値
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	15.2人(R6)	12.7人(R12)
女性相談支援センターが実施する、相談支援員等の資質を向上するための研修や交流会に参加した民間団体の参加者数(再掲)	39人(R6)	100人(R12)

### 施策の方向

#### ① 貧困等生活上の困難に直面する人への支援

##### 推進する施策

- ◇自殺防止対策の推進〔保健医療部 健康推進課〕
- ◇生活困窮者に対する相談活動及び生活福祉資金の貸付等の推進〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇相談支援体制の整備など市町村が行うDV対策との連携や支援〔子ども・福祉部 地域福祉課〕  
〔再掲〕
- ◇民間団体と連携した自立支援体制の強化〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕  
〔再掲〕
- ◇ひとり親家庭等に対する就業相談から就業情報の提供にいたるまでの一貫した就労支援〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇ひとり親家庭等における医療費負担の軽減〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇ひとり親家庭等に対する生活全般に係る相談対応〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕

- ◇児童扶養手当の支給〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇母子家庭の母等の職業能力開発の取組に対する支援〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇母子家庭の母等の職業訓練に伴う経済的負担の軽減〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇県営住宅の一般住戸入居におけるひとり親世帯や子育て世帯、生活保護受給世帯等への抽選時における優遇措置〔土木部都市局 住宅課〕

## ② 男性の孤立防止、日常生活等の自立支援

### 推進する施策

- ◇男性相談員による男性電話相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇男性向けの料理教室等、日常生活の支援〔保健医療部 健康推進課〕
- ◇自殺防止対策の推進〔保健医療部 健康推進課〕〔再掲〕

## ③ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティの人々等が安心して暮らせる環境づくり

### 推進する施策

- ◇配慮を要する消費者の被害防止〔県民生活部 くらし安全安心課〕
- ◇青少年への相談対応及びニート、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者への支援〔保健医療部 健康推進課、子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇在住外国人に対する相談体制の充実〔県民生活部 国際課、子ども・福祉部 女性相談支援センター〕〔再掲〕
- ◇性的マイノリティの人々に対する理解と認識を深める啓発〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇障害のある人の社会参加の促進〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇障害のある人の相談支援、移動・コミュニケーション等の支援〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇身体障害のある人の自立促進、身体機能の維持向上の支援〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇地域における障害のある人の自立支援〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇障害のある人等に配慮したまちづくりの推進〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇発達障害のある人のトータルライフ支援〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇認知症高齢者に関する早期診断・早期対応、研修体制の充実、家族介護者に対する支援や普及啓発等〔子ども・福祉部 長寿社会課〕
- ◇地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援〔子ども・福祉部 長寿社会課〕
- ◇在宅高齢者に対する各種サービスの提供と質の向上に向けた市町村支援〔子ども・福祉部 長寿社会課〕
- ◇在宅医療と介護を支える体制を構築するための医療・介護の連携〔子ども・福祉部 長寿社会課〕
- ◇介護支援専門員の養成、認定調査員等の研修〔子ども・福祉部 長寿社会課〕
- ◇必要な介護サービスの充実に向けた介護基盤の整備推進〔子ども・福祉部 長寿社会課〕
- ◇介護保険運営に係る市町村の指導・支援〔子ども・福祉部 長寿社会課〕
- ◇住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅（セーフティネット住宅）及び居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）についての制度周知や情報提供〔土木部都市局 住宅課〕

## 重点目標9 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

### 現状と課題

今後、南海トラフ地震等の大規模災害が想定される中、令和6年能登半島地震やこれまでの災害を踏まえ、防災・復興に関する政策・方針決定過程や防災現場における女性の参画拡大を図り、女性や子ども、要配慮者など支援が必要な人たちのニーズ等に配慮した災害対応の取組を平常時から一層推進する必要があります。

### 施策の方向

#### ① 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

##### 推進する施策

◇県・市町村防災会議における女性委員の登用拡大〔知事直轄 危機管理課、県民生活部 人権・男女共同参画課〕

#### ② 防災の現場における女性の参画拡大

##### 推進する施策

◇男女共同参画の視点を取り入れた市町村の地域防災計画・各種マニュアルなどの整備〔知事直轄 危機管理課、県民生活部 人権・男女共同参画課〕

◇男女共同参画の視点に立った防災・復興のための情報提供・研修〔県民生活部 人権・男女共同参画課・ウィズセンター〕

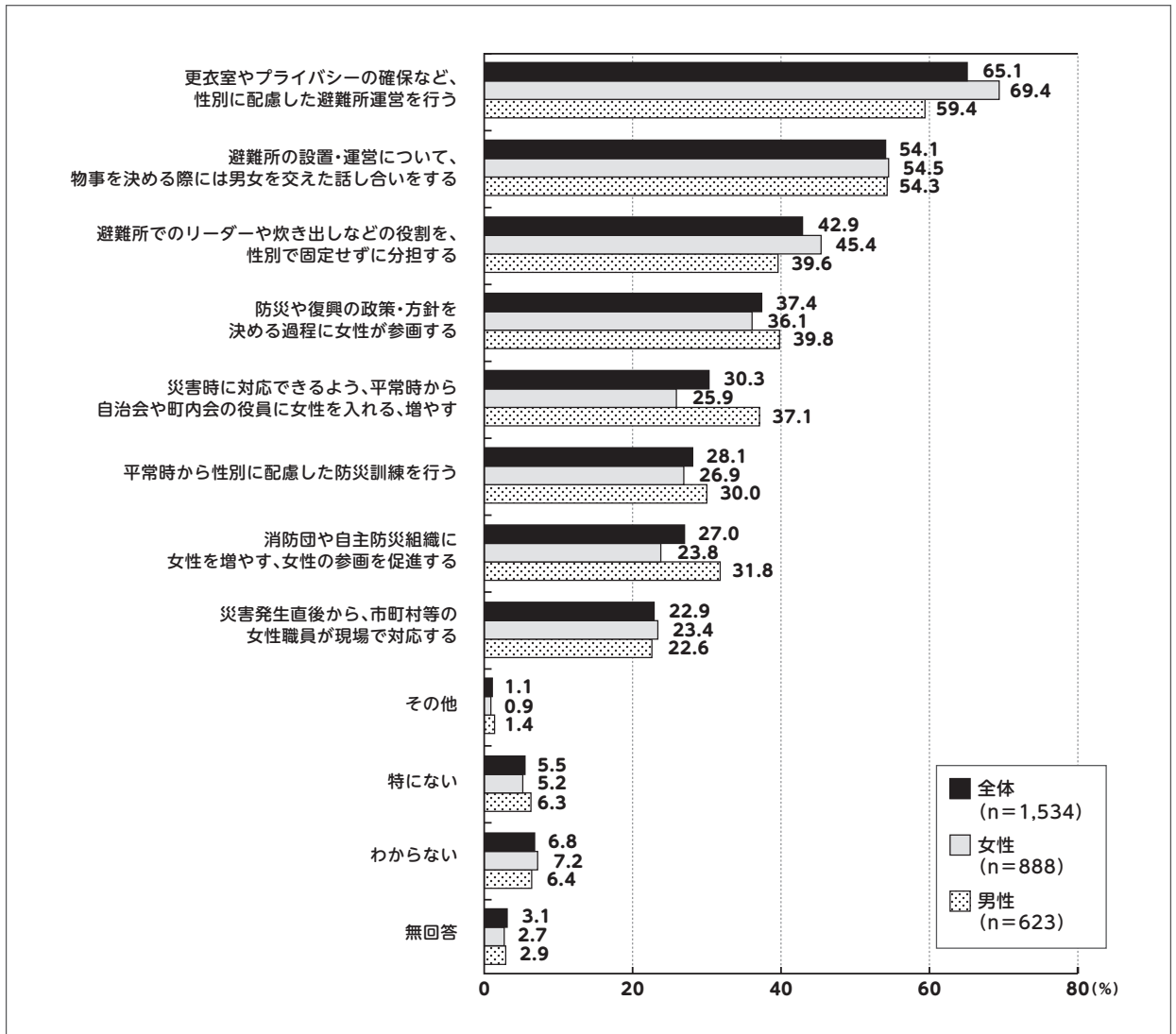
◇男女が共に参画する自主防災組織の設置及び活動の促進〔知事直轄 危機管理課〕

◇消防学校内の女性専用施設等の整備〔知事直轄 消防保安課〕

◇地域における女性消防団員の確保・充実〔知事直轄 消防保安課〕

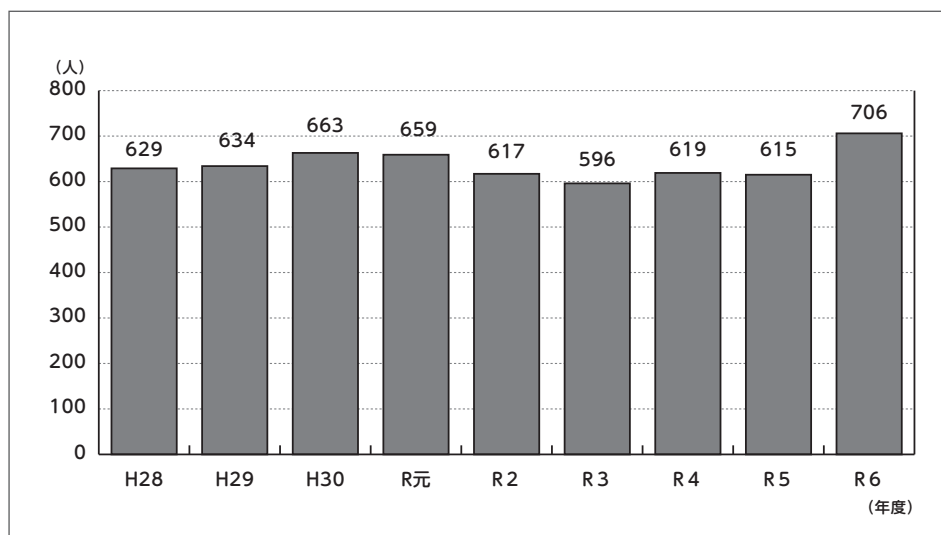
### ■性別の違いに気を配った防災・災害対策に必要なこと

Q：あなたは、性別の違いに気を配った防災・災害対策のためにどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答) (再掲)



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

## ■女性消防団員数(岡山県)



※消防保安課調べ(各年度4月1日時点)

数値目標	策定時	目標値
県防災会議の女性比率	33.8%(R7)	40.0%(R12)
女性消防団員数	706人(R6)	706人(R12)